

ケニア工業所有権機関

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 KE. I
国内段階移行の願書様式	附属書 KE. II

略語のリスト

国内官庁：	ケニア工業所有権機関
K P L：	ケニア工業所有権法
K R：	ケニア工業所有権法施行規則

指定（又は選択）官庁 KE	ケニア工業所有権機関	概要 KE
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正したもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、国際出願の写しを送付すべきである。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明確に請求した場合が考えられる。	
国内手数料 ^{1,2}	通貨：ケニア・シリング（KES）及び米国・ドル（USD） 特許： 国内処理手数料…………… KES 3,000 又は USD 150 第2年度の年金 ³ …………… KES 2,000 又は USD 300 実用新案： 国内処理手数料…………… KES 1,000 又は USD 50	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 ⁴ （PCT規則51の2）	出願人がケニアに居住していない場合には、代理人の選任 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列リスト	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続をとるために登録されている者。登録された代理人のリストは、国内官庁から入手できる。	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 この手数料は、手数料の支払者又はその代理で手数料を支払う者がケニアに居住しておらず、ケニアに業務上の本拠地も有していない場合、USD建てで支払う。
- 3 年金の遅延支払は、一定の事情において割増料の支払を条件として認められる。
- 4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

KE. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は国内段階へ移行するための特別の様式を用意している（附属書KE. II参照）。この様式を使うことが望ましい（義務ではない）。

KE. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。

KE. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書KE. I に概説されている。

KPL Sec. 44
KR Sec. 28

KE. 04 審査

国内官庁は、出願人から請求及び手数料の支払があれば、管轄機関に出願を調査及び／又は審査させる。手数料の額は附属書KE. I に示されている。

KPL Sec. 34(2)
(3)
(4)

KE. 05 代理

出願人の通常の居所又は主たる営業所がケニア国外にある場合には、ケニア国民であり、国内官庁に対して手続するために登録された代理人の選任を国内処理のために表示しなければならぬ。表示は所定の様式ですることができ、見本は附属書KE. II に示されている。

PCT Art. 28
41
KPL Sec. 36
KR Sec. 20

KE. 06 出願の補正及びその時期

出願人は特許が付与されるまで、いつでも国際出願の請求の範囲、明細書及び図面を補正又は補充することができる。ただし、出願の主題の範囲がそれにより拡張されないことを条件とする。

KPL Sec. 61
KR Sec. 38

KE. 07 年金

最初の年金の支払期日については概要を参照。年金の支払には6箇月の猶予期間が割増料を支払うことにより与えられる。出願人が年金又は割増料を共に6箇月の猶予期間内に支払わない場合、当該猶予期間の満了から6箇月以内に国内官庁長官に所定の手数料を支払うことによって、特許又は出願の回復を請求することができる。年金及び回復手数料の額は附属書KE. I に表示されている。

KPL Sec. 60

KE. 08 特許期間

特許期間は出願日から20年目の末日に満了する。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis
KR Sec. 76

KE. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6. 022から6. 027項を参照。国内官庁長官は、自己の裁量で、適切とみなす条件で期間を遵守しなかったことによる遅滞について許容する。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
82ter
KR Sec. 33(1)

KE. 10 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6. 018から6. 021項に概説されている。ケニアを指定する国際出願に関して、受理官庁若しくは国際事務局の過失のために、取り下げとみなされた場合、又は出願日が認められなかった場合、出願人は国内官庁長官に国内出願として国際出願を扱うよう請求することができる。この請求には事実の説明を添付すべきである。

KPL Sec. 47
112
113
114
115

KE. 11 審判

PCT第25条に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、国内官庁にこの決定に対する審判を請求することができる。担当部長の決定に対する上訴は産業財産権裁判所に行う。産業財産権裁判所の判決に対する上訴はケニア高等裁判所に、更に控訴院に対して行う。

KPL Sec. 81

KE. 12 実用新案

出願人が国際出願に基づきケニアでの特許の代わりに実用新案を取得することを希望する場合には、出願時に国際出願（願書の第V欄）において表示しなければならない。実用新案に関する手数料は附属書KE. I に表示されている。

KPL Sec. 83

KE. 13 出願変更

出願人は、特許の付与若しくは拒絶前であればいつでも、特許出願を実用新案出願に変更すること、又はその反対に実用新案出願から特許出願に変更することができる。

手数料

(通貨：ケニア・シリング (KES) 及び米国・ドル)¹

特 許

	KES	USD
国内処理手数料	3,000	150
実体審査請求	5,000	250
出願の補正又は分割手数料	2,000	100
出願の補正手数料 (氏名, 住所, その他の連絡情報の変更)	1,000	50
期間延長請求手数料	1,000	50
公開手数料	3,000	150
年 金 :		
－第2年度	2,000	300
－第3年度	2,000	300
－第4年度	2,000	300
－第5年度	2,000	300
－第6年度	2,000	300
－第7年度	2,000	300
－第8年度	6,000	300
－第9年度	7,000	350
－第10年度	8,000	400
－第11年度	10,000	500
－第12年度	12,000	600
－第13年度	14,000	700
－第14年度	16,000	800
－第15年度	18,000	900
－第16年度	20,000	1,000
－第17年度	30,000	1,500
－第18年度	35,000	1,750
－第19年度	40,000	2,000
－第20年度	50,000	2,500
年金の遅延支払の割増料	3,000	150
出願又は特許の回復手数料	6,000	300
優先権の回復手数料	1,000	50

実用新案

国内処理手数料	1,000	50
出願の補正又は分割手数料	500	50
出願の補正手数料 (氏名, 住所, その他の連絡情報の変更)	500	50
期間延長請求手数料	500	50
公開手数料	3,000	150

¹ 手数料は、手数料の支払者又はその代理で手数料を支払う者がケニアに居住しておらず、ケニアに業務上の本拠地も有していない場合、USD建で支払う。

実用新案証の年金：

－第2年度	1,500	75
－第3年度	2,000	100
－第4年度	2,500	125
－第5年度	3,000	150
－第6年度	3,500	175
－第7年度	4,000	200
－第8年度	4,500	225
－第9年度	5,000	250
－第10年度	5,500	275
年金の遅延支払の割増料	3,000	150
実用新案出願又は登録の回復手数料	2,000	100
優先権の回復手数料	500	50

手数料の支払方法

手数料はケニア・シリング又は米国・ドル²で支払わなければならない。手数料は現金、銀行預金、小切手（ケニア国内で決済）で支払うことができる。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内番号、国内番号が不明であれば国際番号）を表示しなければならない。

2 脚注1を参照。

FORM IP 13
Regulation 32

THE INDUSTRIAL PROPERTY ACT, 2001

The Managing Director,
Kenya Industrial Property Institute.REQUEST FOR NATIONAL PROCESSING OF AN INTERNATIONAL
APPLICATION FOR A PATENT

I/We, the applicants named below, request that our international application identified below be treated as an application under the Act.

Name and address of applicants(s)	
International Application number	
Name and address of agent (if any)	
This application is made by virtue of the fact that the Institute is	<input type="checkbox"/> A designated office under chapter 1 of the Patent Cooperation Treaty
	<input type="checkbox"/> An elected office under chapter 11 of the Patent Cooperation Treaty
Documents accompanying the application	<input type="checkbox"/> Search report
	<input type="checkbox"/> International Preliminary Examination report
	<input type="checkbox"/> Cited Documents
	<input type="checkbox"/> FORM IP 4(statement justifying applicants right to Patent/utility model certificate)
	<input type="checkbox"/> FORM IP 39 (appointment of Agent)
	<input type="checkbox"/> Any other (specify)

Dated atthis.....day of, 20.....

Signature.....